



介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業所指定更新説明会

①指定事業所サービスについて

平成29年12月11日

日進市健康福祉部



日進市の高齢化等について



【統計数値】

平成29年11月1日時点

総人口：89,487名

高齢者人口：17,678名、高齢化率：19.8%

①前期高齢者：9,321名（10.4%）、②後期高齢者：8,357名（9.3%）

【要介護等認定者数】※第2号被保険者含む

| 区分 | 人数 | 構成比 |
|-------|--------|--------|
| 事業対象者 | 112名 | 4.0% |
| 要支援1 | 418名 | 15.0% |
| 要支援2 | 470名 | 16.9% |
| 小計 | 1,000名 | 35.9% |
| 要介護1 | 521名 | 18.7% |
| 要介護2 | 437名 | 15.7% |
| 要介護3 | 290名 | 10.4% |
| 要介護4 | 282名 | 10.1% |
| 要介護5 | 259名 | 9.3% |
| 小計 | 1,789名 | 64.1% |
| 合計 | 2,789名 | 100.0% |

【総合事業対象者】

| 区分 | 人数 | 移行率 |
|-------|--------|--------|
| 事業対象者 | 112名 | — |
| 要支援1 | 418名 | 100.0% |
| 要支援2 | 470名 | 100.0% |
| 合計 | 1,000名 | — |

＜全ての方が新制度（総合事業）への移行済み＞

【要支援1・2】

- ・新規（平成28年10月1日以降申請分）
 - ・更新（平成28年10月更新分より順次移行）
- ※全ての要支援者は更新済み

【事業対象者】

- ・新規（平成28年10月1日以降申請分）



介護予防・生活支援サービス事業について (サービス実施状況)

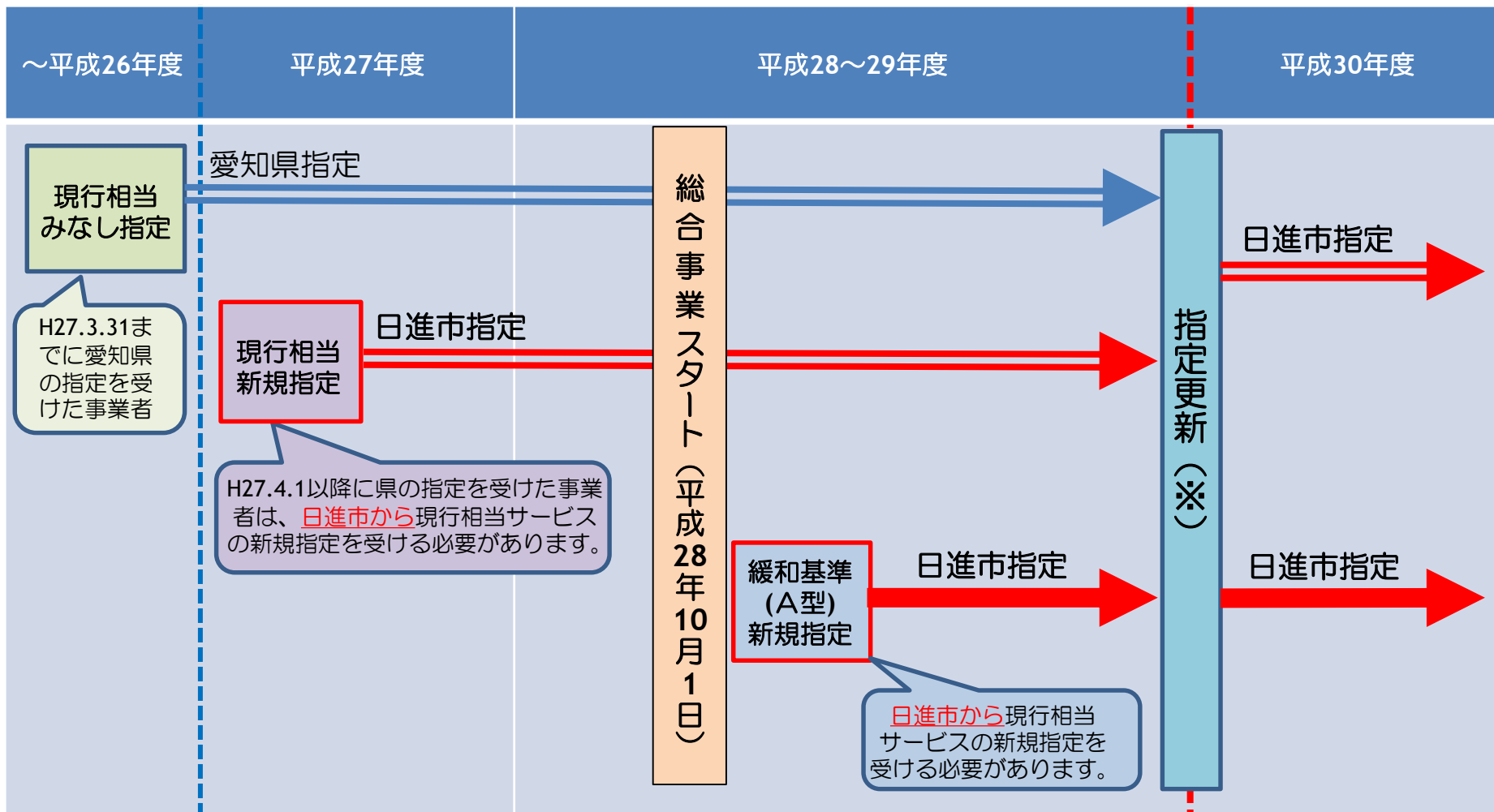


| | 類型 | 実施時期 | サービス提供者 | 実施方法 |
|---------|------------------------------------|------------|-----------------------|-------|
| 訪問型サービス | <u>予防訪問介護相当サービス</u> (現行相当サービス) | 平成28年10月から | 指定事業者 (みなし指定・新規指定) | 事業者指定 |
| | <u>訪問型サービスA</u> (緩和した基準によるサービス) | 平成28年10月から | 指定事業者 (新規指定) | 事業者指定 |
| | 訪問型サービスB (住民主体による支援) | 検討中 | — | — |
| | 訪問型サービスC (短期集中予防サービス) | 検討中 | — | — |
| | 訪問型サービスD (移動支援) | 検討中 | — | — |

| | 類型 | 実施時期 | サービス提供者 | 実施方法 |
|---------|-------------------------------------|------------|-----------------------|-------|
| 通所型サービス | <u>介護予防通所介護相当サービス</u> (現行相当サービス) | 平成28年10月から | 指定事業者 (みなし指定・新規指定) | 事業者指定 |
| | <u>通所型サービスA</u> (緩和した基準によるサービス) | 平成28年10月から | 指定事業者 (新規指定) | 事業者指定 |
| | 通所型サービスB (住民主体による支援) | 検討中 | — | — |
| | <u>通所型サービスC</u> (短期集中予防サービス) | 平成28年10月から | 委託事業者 | 委託 |



指定事業所サービスに係る指定状況について (現行サービス・A型サービス)



※日進市では新規指定サービスに係る指定期限を、一律で平成30年3月31日までとしています。



①-1：指定訪問型サービスの位置付け



現行の訪問介護相当（①②領域）

【①身体介護】

- 入浴の介助
- 排泄の介助
（便器の使用介助やおむつ交換など）
- 食事の介助
- 着替えの介助
- 清拭（せいしき 体を拭くこと）
- 身体整容（洗顔・歯磨き）
- 体位変換介助
- 起床や就寝の介助
- 移動の介助
- 外出介助
- 服薬介助（薬を飲ませること）

+

【②生活援助】

- 掃除
- 洗濯
- ベッドメイク
- 衣服の整理
- 被服の補修
- 一般的な調理、配下膳
- 買い物
- 薬の受け取り

この部分を、専門職（ヘルパー）以外で代替できる体制を整備する。

※介護保険法に規定される生活援助項目のみ

【参考】

訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について
（老計第10号平成12年3月17日）

訪問型サービスA（②領域）



①-2：指定訪問型サービスの基準等（概要）



| 類型 | 予防訪問介護相当サービス | 訪問型サービスA |
|----------|---|---|
| | 要支援者・基本チェックリスト対象者 | |
| サービス対象者 | <ul style="list-style-type: none"> 既にサービス利用をしており、サービス利用の継続が必要と認められる者 医療的配慮が必要な者 等 | 左記以外の者 |
| 提供するサービス | 身体介護＋生活援助 | 介護保険法に規定される生活援助項目（※代行サービスではない） |
| サービス提供 | ケアマネジメント等に基づき決定（様態に応じ利用回数等設定） | ケアマネジメント等に基づき決定（様態に応じ利用回数等設定） |
| 報酬単価等 | 現行の介護予防訪問介護と同額予定 ※原則、回数単価による請求 | 現行と同額予定 ※回数単価による請求 |
| 人員 | <ul style="list-style-type: none"> ◆管理者（常勤・専従1以上） ◆サービス提供責任者（常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上） ⇒介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者 ◆訪問介護員等（常勤換算2.5以上） ⇒介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 ※介護予防訪問介護と同様 | <ul style="list-style-type: none"> ◆管理者（※専従1以上） ◆訪問事業責任者（必要数） ◆従事者（必要数） ⇒左記②に加え、市が認める一定研修受講者等 ※支障がない場合、同一敷地の他の職務との兼務可 |
| 設備 | 事業の運営に必要な広さを有する占有の区画および必要な設備、備品 | 同左 |

※報酬単価については、今後示される国基準に応じて設定します。

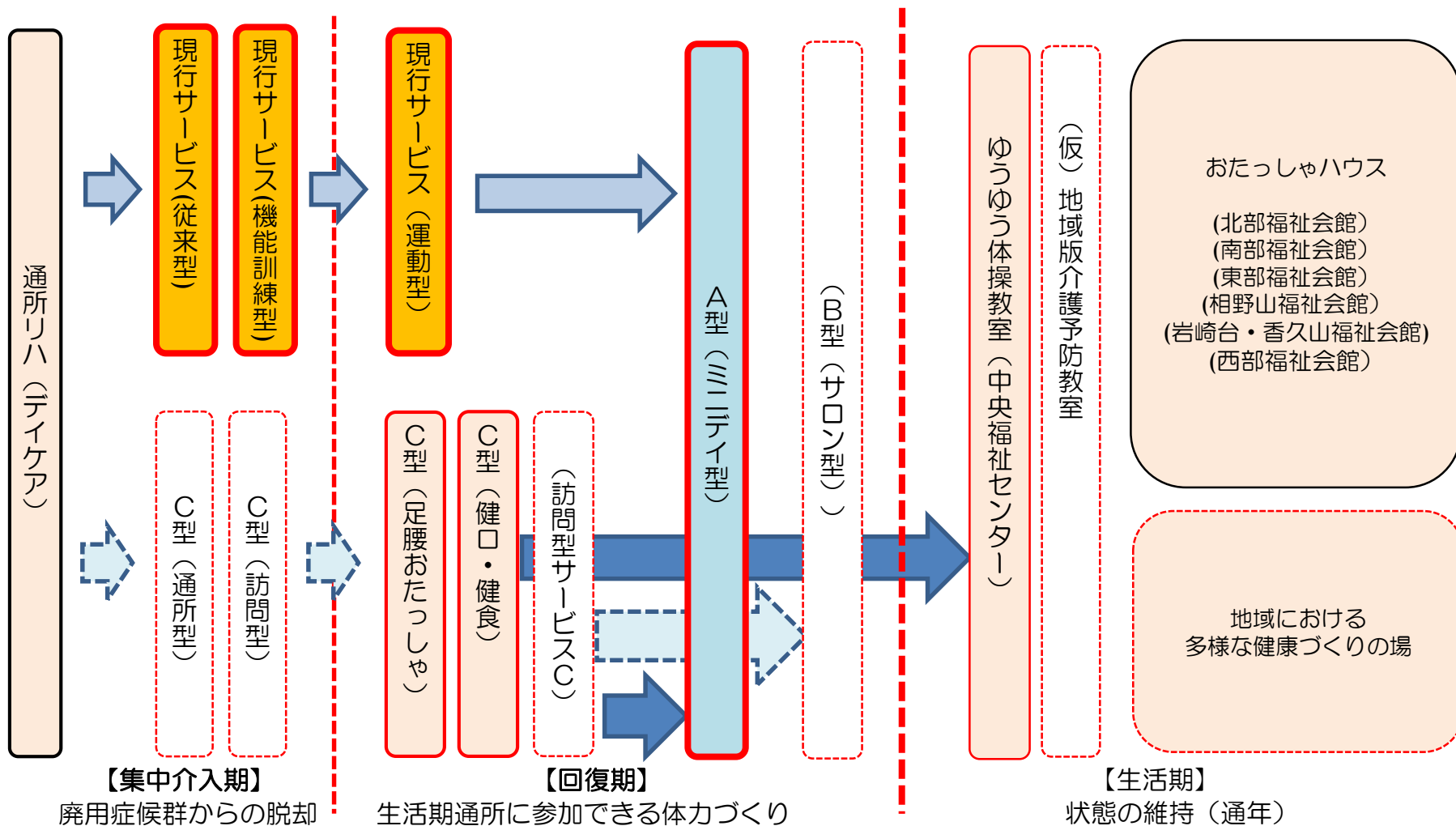


②-1：指定通所型サービスの位置付け



<介護予防・生活支援サービス事業>

<一般介護予防事業>





②-2：指定通所型サービスの指定基準等（概要）



| 類型 | 予防通所介護相当サービス | 通所型サービスA |
|----------|---|---|
| | 要支援者・基本チェックリスト対象者 | |
| サービス対象者 | <ul style="list-style-type: none"> 既にサービス利用をしており、サービス利用の継続が必要と認められる者 医療的配慮が必要な者 等 | 左記以外の者 |
| 提供するサービス | 日常生活上の支援・機能訓練 | ミニデイサービス・運動等 |
| サービス提供 | ケアマネジメント等に基づき決定 (様態に応じ利用回数等設定) | ケアマネジメント等に基づき決定 (様態に応じ利用回数等設定) |
| 報酬単価等 | 現行の介護予防通所介護と同額予定 ※原則、回数単価による請求 | 現行と同額予定 ※回数単価による請求 |
| 人員 | <ul style="list-style-type: none"> ◆管理者（※常勤・専従1以上） ◆生活相談員（専従1以上） ◆看護職員（※専従1以上） ◆介護職員（15人未満：専従1以上） (15以上：利用者1人に専従0.2以上) ◆機能訓練指導員（1以上） ※支障がない場合、同一敷地の他の職務との兼務可 | <ul style="list-style-type: none"> ◆①管理者（※専従1以上） ◆従事者（15人未満：専従1以上） (15人以上～：利用者1人に必要数) ※支障がない場合、同一敷地の他の職務との兼務可 |
| 設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員) ・静養室、相談室、事務室 ・消化設備その他非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 | <ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員) ・必要な設備・備品 |

※報酬単価については、今後示される国基準に応じて設定します。